

長期無災害記録証交付基準(内規)

関東東北産業保安監督部東北支部長 杉本 信吾

長期間無災害である鉱山に対して、鉱業権者及び鉱山労働者の自主保安への取組をより促進することを目的に、長期無災害記録証を交付するものとし、その基準を以下のとおり定める。

1. 交付対象

長期無災害記録証(以下「記録証」という。)の交付は、次に規定する無災害稼働延時間に達した鉱山を対象とする。

2. 交付対象資格

記録証を交付する無災害稼働延時間は、交付申請時の鉱山労働者数による鉱山の規模により次のとおりとする。

- (1) 鉱山労働者が100人以上の鉱山については、50万時間の整数倍
- (2) 鉱山労働者が20人から99人の鉱山については、25万時間の整数倍
- (3) 鉱山労働者が20人未満の鉱山については、10万時間の整数倍

なお、記録証交付に係る「災害」とは、鉱山保安法施行規則第46条第1項の表の上欄の第1号、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる災害・事故であって、当該鉱山の操業に起因しない災害・事故を除くものをいい、「無災害稼働延時間」とは、直近の災害が発生した日の翌日から起算した各鉱山労働者の延べ稼働時間の総和をいう。

3. 記録証の交付申請

記録証の交付申請は、様式1により、鉱業権者又は鉱業代理人から関東東北産業保安監督部東北支部長(以下「支部長」という。)あてに申請するものとする。

4. 申請内容の審査

審査は、鉱山保安法施行規則第46条第2項の表の第1号に規定する「災害の発生及び罹災の状況」に基づき提出された報告(以下「災害月報」という。)の内容によるものとする。

5. 記録証の交付

記録証の交付については、様式2により行うものとする。

6. 交付対象からの除外

交付対象に該当する場合であっても、申請のあった鉱山が以下に該当すると支部長が認める場合は、交付の対象から除外する。

- (1) 鉱山保安上の問題があると認めるとき
- (2) 鉱害問題等、社会的影響を及ぼす問題を生じたとき

附則

1. この内規は平成30年10月1日から施行する。
2. この内規の施行の前に申請のあったものについては従前どおりの取扱いとする。
3. 平成17年10月1日付け平成 17・09・22 産保東第10号「長期無災害記録証交付基準（内規）」は、この内規の施行日をもって廃止する。

様式1

無 災 害 記 録 証 交 付 申 請 書									
鉦 山 名									
所 在 地									
鉦 業 権 者 名									
鉦 業 代 理 人									
鉦 山 労 働 者 数									
起 点 と な る 災 害 発 生 年 月 日									
無 災 害 期 間									
同 上 稼 働 延 人 員									
同 上 稼 働 延 時 間									
無 災 害 稼 働 延 時 間 算 出 方 法									
本 期 間 中 保 安 に 関 し 特 に 実 施 し た 事 項									
担 当 者 ・ 連 絡 先									
	関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部 長 殿								
	年 月 日								
	鉦 業 権 者 名 又 は 鉦 業 代 理 人								印
備考 (1) 「鉦山労働者数」の欄には、申請時の労働者数を記入するものとする。									
(2) 「無災害期間」の欄には、「(自)年月日～(至)年月日」を記入するものとする。									
(3) 無災害稼働延時間は、災害月報から算出するものとする。									

無災害記録証

交付 第〇〇〇号

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇 鉾山

無災害稼働延時間

〇〇万時間

自 〇〇年〇〇月〇〇日

至 〇〇年〇〇月〇〇日

関東東北産業保安監督部東北支部